

平成29年度宮内庁調達改善計画

1 調達改善計画の目的

宮内庁では、これまでも「公共調達の適正化」等の観点から、随意契約の見直しを行い、やむを得ない場合を除き、競争入札、企画競争、公募等の競争性のある契約方式への移行等を進めてきたところであるが、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「平成29年度調達改善計画の策定要領」（平成29年2月8日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、調達する財・サービスの特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自立かつ継続的に調達改善に取り組むため、平成29年度宮内庁調達改善計画を以下のとおり定める。

2 調達の現状分析

平成27年度の宮内庁（地方支分部局、施設等機関含む。以下「宮内庁」という。）における契約実績は、契約件数377件、契約金額約48億5千万円であった。

競争性のある契約が72.9%（275件）、競争性のない随意契約が27.1%（102件）となっている。また、工事関係が42.2%（159件）、役務が28.1%（106件）であり、全体の7割を占めている。これらは、平成26年度と比して数値に大きな変化が見られないことから、全体的な傾向に変化がないことが見られる。（表1及び表3のとおり）

一方、応札状況を見ると、一者応札について、競争入札が15.7%（35件）、契約金額9.4%（3億円）となっており、平成26年と比して契約金額の割合は減少しているものの件数の割合は増加している。（表2のとおり）

表1 平成27年度宮内庁における調達の契約種別

（単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	223	59.2%	32	65.3%
	企画競争による随意契約	4	1.1%	1	2.0%
	公募による随意契約	22	5.8%	2	4.1%
	不落・不調による随意契約	26	6.9%	5	10.2%
	小計	275	72.9%	39	79.6%
競争性のない随意契約		102	27.1%	10	20.4%
合計		377	100.0%	49	100.0%

（注1）平成27年度の契約に関する統計等に基づき作成（小額随意契約は含まない。）

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、小計及び合計において一致しない場合がある。

表2 平成27年度宮内庁における調達に応札状況 (単位:件, 億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	35	3	188	28	223	32
割合	15.7%	9.4%	84.3%	87.5%	100%	100%
企画競争による随意契約	4	1	-	-	4	1
割合	100%	100%	-	-	100%	100%
公募による随意契約	22	2	-	-	22	2
割合	100%	100%	-	-	100%	100%

(注1) 平成27年度の契約に関する統計等に基づき作成(小額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表3 平成27年度宮内庁における調達経費の内訳 (単位:件, 億円)

		契約件数	契約金額
情報システム(A)		7	1
割合(A/H)		1.9%	2.0%
庁費類	物品等購入(B)	45	5
	割合(B/H)	11.9%	10.2%
	物品等製造(C)	14	1
	割合(C/H)	3.7%	2.0%
	物品等賃借(D)	46	3
	割合(D/H)	12.2%	6.1%
	役務(E)	106	6
割合(E/H)	28.1%	12.2%	
小計(F)		211	15
割合(F/H)		56.0%	30.6%
工事関係(G)		159	33
割合(G/H)		42.2%	67.3%
合計(H)		377	49

(注1) 平成27年度の契約に関する統計等に基づき作成(小額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

3 調達改善計画の自己評価の実施方法

上半期終了時点、並びに、下半期終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。

なお、自己評価においては、宮内庁契約監視委員会委員長に意見を求める。さらに、内部監査の事後検証を必要に応じて活用し、評価の精度を高める。

4 調達改善の推進体制

(1) 庁内推進体制

「宮内庁調達改善推進委員会」を設置する。構成は以下のとおり。

委員長 皇室経済主管
委員 長官官房主計課長
長官官房用度課長
管理部管理課長

(2) 宮内庁調達改善推進委員会の役割

- ① 調達改善計画の策定
- ② 調達改善計画の自己評価

(3) 外部有識者の活用方法

当庁の契約内容に精通する宮内庁契約監視委員会委員長に、調達改善計画の策定及び自己評価の実施の際に意見を求める。

(4) 内部監査等の活用

内部監査の事後検証及び会計検査における検査結果や意見等を調達改善計画の見直しに活用する。

以 上

重点的な取組、共通的な取組

平成29年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期
	○	一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化	<p>前年度一者応札であった案件については、その要因分析及び改善策を事前審査時の決裁書類に添付する。 (京都事務所においても本庁と併せて取組を実施)</p> <p>一者応札及び入札不調となった案件について、入札資料を受領したものの応札しなかった業者へのアンケートを実施し、そこで得られた意見を仕様書等の見直しに活用する。さらに、庁内の担当者へ情報を提供し、組織的に情報の共有を図る。 (京都事務所においても本庁と併せて取組を実施)</p>	<p>前年度一者応札であった案件については、その要因分析及び改善策を事前審査時の決裁書類に添付する。 (京都事務所においても本庁と併せて取組を実施)</p>	A	H29	<p>前年度一者応札であった案件について、可能な限り複数者による応札になるよう努める。</p>	
					A	H24	<p>アンケートで得られた意見について、仕様書等の見直しにつなげるための検討を行う。</p>	

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
	○	地方支分部局等における取組の推進	関西地区に所在する宮内庁関係の事務所間において、価格低減の観点から、一括調達をより推進する。		B		前年度調達していない消耗品等のうち新たに調達するものについては、価格低減の観点から、一括調達品目に加えることを検討する。	
	○	電力調達、ガス調達の改善	<p>【電力調達】 少額随意契約を除き、一般競争により調達を行っていることがない。</p> <p>【ガス調達】 一般競争により調達を行っているも及び少額随意契約を除き、平成29年4月からのガス小売り全面自由化を踏まえ、引き続き安定したガス供給を受けられることができることを前提に、競争性が高まる調達を検討する。</p> <p>(京都事務所においても本庁と併せて取組を実施)</p>		B	H29	安定したガス供給を受けられることを考慮した上で、ガス小売り全面自由化を踏まえた検討を行う。	30年1月まで

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
価格低減の観点から共同調達を行う。	継続
競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理している案件について、より競争性の高い契約方式に移行できた事例があった場合は、庁内の担当者へ情報を提供し、組織的に情報の共有を図る。	継続
競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについても、更に改善できる案件が残されていないか十分に精査する。	継続
新たに随意契約によろうとする場合は、宮内庁随意契約審査委員会において、随意契約によらざるを得ない合理的な理由等を審査し、公正な随意契約を締結する。	継続
随意契約に係る情報を引き続き公表する。	継続
クレジットカード決済 ・外国御訪問等に係る経費の精算 ・ETCカードでの高速料金の支払い	継続

「調達の流れ」イメージ（一般競争契約）

